

健康保險被保險者報酬月額変更届

常務理事	事務長	課長	係員

※印欄は記入しないで下さい。
複写がずれないように明確に記入して下さい。

◎副の裏面記入要領参照

① 被保険者証の記号													
② 被保険者証の番号	③ 被保険者 氏 名		④ 性別 男 女	⑤ 従前標準報酬額 刊	⑥ 報 酬 月 額				⑦ ※標準報酬 改定年月 月 額		⑧ 備考		
					① 算基礎定月	② 支払基礎日数	③ 金銭(通貨)によるものの額	④ 現物によるものの額	⑤ 合計	⑥ 平均額			
					第3月目(年月)	日	円	円	円	円		平成 年 月	
					第2月目(年月)	日	円	円	円	円			
					第1月目(年月)	日	円	円	円	円			
⑦ 3 カ 月 総 計													
⑧ 昇(降)給による変更内容	① 固定的賃金 が 円のところ 月に支払った分から 円に変更 ② 昇給が 月にさかのぼり 月に差額 カ月分 円を支払												
			男 女	刊	第3月目(年月)	日	円	円	円	円	平成 年 月	刊	
					第2月目(年月)	日	円	円	円	円			
					第1月目(年月)	日	円	円	円	円			
					⑦ 3 カ 月 総 計								
					⑧ 昇(降)給による変更内容 ① 固定的賃金 が 円のところ 月に支払った分から 円に変更 ② 昇給が 月にさかのぼり 月に差額 カ月分 円を支払								
			男 女	刊	第3月目(年月)	日	円	円	円	円	平成 年 月	刊	
					第2月目(年月)	日	円	円	円	円			
					第1月目(年月)	日	円	円	円	円			
					⑦ 3 カ 月 総 計								
					⑧ 昇(降)給による変更内容 ① 固定的賃金 が 円のところ 月に支払った分から 円に変更 ② 昇給が 月にさかのぼり 月に差額 カ月分 円を支払								
			男 女	刊	第3月目(年月)	日	円	円	円	円	平成 年 月	刊	
					第2月目(年月)	日	円	円	円	円			
					第1月目(年月)	日	円	円	円	円			
					⑦ 3 カ 月 総 計								
					⑧ 昇(降)給による変更内容 ① 固定的賃金 が 円のところ 月に支払った分から 円に変更 ② 昇給が 月にさかのぼり 月に差額 カ月分 円を支払								
			男 女	刊	第3月目(年月)	日	円	円	円	円	平成 年 月	刊	
					第2月目(年月)	日	円	円	円	円			
					第1月目(年月)	日	円	円	円	円			
					⑦ 3 カ 月 総 計								
					⑧ 昇(降)給による変更内容 ① 固定的賃金 が 円のところ 月に支払った分から 円に変更 ② 昇給が 月にさかのぼり 月に差額 カ月分 円を支払								

事業所	名 称	
	所在地 (郵便番号)	
事業主の氏名		印
電 話	(局)	番

平成 年 月 日提出 ※ 受付日付印

京都府農協健康保険組合理事長 殿

健康保險被保險者標準報酬改定通知書

この通知書のとるべきでない。この通知書が、健康を害するおそれがあるときは、組合員は、この通知書を受取ることを拒否し、その旨を組合に通知する。この通知書を受取ることを拒否した場合は、組合は、その旨を労働局に報告する。この通知書を受取ることを拒否した場合は、組合は、その旨を労働局に報告する。

イ、この通知書を受けとった後、改定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。被保険者に通知した旨を明らかにするため、該被保険者の押印を求めさせていただきます。

[illegible]

名 称	
事業所	
所在地	
(郵便番号)	
事業主の氏名	
電 話 (局)	番

殿

平成 年 月 日提出された被保険者報酬月額変更届にもとづき、うえ
のとおり標準報酬を改定しましたので通知します。

平成 年 月 日

京都府農協健康保険組合理事長

1. 月額変更について

月額変更は下記の①②の両方に該当した場合に届出なければなりません。

- ① 「固定的賃金」が昇給、ベースアップ（降給、ベースダウン）又は賃金体系の変更によって変動したとき。
- ② 上記の変動した月から起算した3カ月間にうけた賃金の平均額の報酬等級が、従前の報酬等級と比べて「2等級以上」の差があるとき。（3カ月間は継続していること。また各月とも賃金支払基礎日数20日以上でなければならない。

（注）

- 「固定的賃金」とは「月単位の定額・定率」で支給されるもの（例えば基本給・役付・通勤手当等）及び「日、時間、歩合、能率によって変動するものの単価や定率」（例えば日給、出来高給、能率給等）をいう。
- 「休職給の変動」は賃金支払の常態でないので月額変更の対象とならない。

2. 記載上の注意について

- ① 届⑥①の「算定基礎月」は昇給等変更のあった月、または差額支給月以後の継続月分を記載すること。
- ② 届⑥②の「支払基礎日数」は賃金計算の基礎となった日数を記載すること。（日給者は就労日数）
- ③ 届⑥③の「金銭（通貨）によるものの額」は、臨時及び3カ月をこえる期間ごとに受ける以外のもの（例えば6カ月毎にうける手当は対象とならない）で、いかなる名称であっても労務の対償として受けた金銭（通貨）による総ての報酬を記載すること。
- ④ 届⑥④の「現物によるものの額」は住宅、食事、通勤定期券等金銭（通貨）以外で支払われるものについて金額に換算（住宅、食事の給与については府知事が定めている）して記載すること。なおその内容、換算根拠については「備考欄」に記載すること。（例えば「食事の給与」・「宿泊施設の使用」・「通勤定期券の現物支給」等）
- ⑤ 届⑥⑤の「3カ月平均額」は⑥③の「3カ月総計」を $\frac{1}{3}$ した額を記載すること。
- ⑥ 届⑧欄には昇（降）給による変更内容を⑥②の例により、その他の場合は⑨備考欄に記載すること。